

追 加 資 料

追加資料 1 砺波市の財務

追加資料 2 定員適正化計画に基づく削減状況

追加資料 3 類似団体との比較

追加資料 4 砺波市営バス乗車状況一覧

追加資料 5 砺波市行政改革大綱の具体的な実施項目

* 「施設の適正配置に関する施設データ」については、行政改革市民会議専門部会の資料に掲載しています。

砺波市の財務(平成24年度砺波市一般会計決算資料から)

(1)財政構造の分析

分析を行うに当たっては、普通会計に対する決算統計調査の数値を用いた。また、類似団体の数値については、総務省自治財政局財務調査課編「類似団体別市町村財政指数表」によった。

① 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値であり、次の算式により算出される。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad \text{の過去3箇年の平均値}$$

基準財政需要額は、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行い、または施設を維持するために必要な財政需要を、各項目毎に算定した額の合計額をいう。一方、基準財政収入額は、地方公共団体が通常標準的に得るであろうと考えられる税収入等に基準税率(75%)を掛けたものに地方譲与税を加えた額をいう。

したがって、財政力指数が「1.0」に近いほど財政力が高いとされ、「1.0」を超えるほど財源に余裕があることを示すものである。なお、財政力指数が「1.0」以上の団体は、通常、普通交付税の不交付団体となる。

本年度の財政力指数は0.57で、前年度より0.01ポイント低くなっている。

<財政力指数表>

年度 区分	平成24年度	平成23年度	平成22年度
砺波市	0.57	0.58	0.60
類似団体	—	0.42	0.43

② 経常一般財源等比率

経常一般財源の標準財政規模に対する比率。この比率が高いほど歳入構造にゆとりがあることを示しています。100%を超える度合いが高いほど良いこととなります。経常一般財源は、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使用できる収入のことで、普通税 地方譲与税 普通交付税 各種交付金等の合計。

経常一般財源等比率は、次の算式により算出される。

$$\frac{\text{経常一般財源等収入額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

本年度の経常一般財源等比率は 93.2%で、前年度に比べ 3.0ポイント低くなっている。

<経常一般財源等比率表>

(単位：%)

区分 \ 年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
砺波市	93.2	96.2	94.8
類似団体	—	94.6	93.8

③ 経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方公共団体の経常的経費（義務的経費〔人件費、扶助費、公債費、物件費〕、維持補修費及び補助費などのうち臨時的なものを除いた経費）のために経常一般財源がどれだけ充用されたかを示す割合で、次の算式により算出される。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源額} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

したがって、この比率が高いほど経常余裕財源が少なく、財政の硬直化が進んでいるといえる。一般的には、75%程度におさまることが妥当であり、80%を超える場合には、その財政構造は弾力性を失いつつあると考えられている。

本年度の経常収支比率は84.0%で、前年度に比べ 1.1ポイント高くなっている。

<経常収支比率表>

(単位：%)

区分 \ 年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
砺波市	84.0	82.9	83.6
類似団体	—	89.0	86.8

④ 実質公債費比率

公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すもの。18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上の団体は、地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限される。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の1つとされ、平成20年度以降は、25%を超える団体は、その翌年度において財政健全化計画を策定し、議会の議決を得なければならない。また、35%以上の団体は、財政再生計画を策定しなければならず、従来の財政再建団体と同様の扱いとなる。

実質公債費比率は、次の算式により算出される。

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} + \text{準元利償還金} \text{に係る} \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} + \text{準元利償還金} \text{に係る} \text{基準財政需要額算入額}} \times 100$$

の過去3箇年の平均値

※ 準元利償還金は、次のイからホまでの合計額。

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

本年度の実質公債費比率は 17.2%で、前年度に比べ 1.3ポイント低くなっている。

<実質公債費比率表>

(単位：%)

区分 \ 年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
砺波市	17.2	18.5	20.3
類似団体	—	13.8	14.7

⑤ 将来負担比率

標準的な一般財源の規模に対し一般会計等が将来負担すべき実質的な負債に係る一般財源の比率であり、いわば一般会計等が背負っている諸債務のストックが標準的な一般財源収入の何年分に相当するかを示す趣旨の指標である。

この比率が早期健全化基準である 350%以上となった場合は、財政健全化計画の策定等が義務づけられている。

なお、この指標においては、一般会計等に係る地方債残高や公営企業など一般会計等以外会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰出金のほか、損失補償契約に基づき見込まれる負担額等が対象となる。

将来負担比率は、次の算式により算出される。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

※ 将来負担額は、次のイからチまでの合計額。

- イ 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額
- へ 地方公共団体が設立した法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※ 充当可能基金額は将来負担額のうち、上記のイからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金をいう。

本年度の将来負担比率は 78.3%で、前年度に比べ 22.1ポイント低くなっている。

<将来負担比率表>

(単位：%)

年度 区分	平成24年度	平成23年度	平成22年度
砺波市	78.3	100.4	122.0
類似団体	—	—	—

定員適正化計画に基づく削減状況

追加資料2

- ・見直理由 21.4.1現在で26年度までの削減目標をほぼ達成したことから、21年4月1日を基準として26年度までの後期計画を策定した
- ・策定期間 平成21年12月
- ・計画期間 平成21年4月1日から平成27年4月1日までの6年間
- ・削減目標 40人を削減目標とする
21.4.1までの削減実績58人+40人=98人

(計画)

(単位:人)

当初職員数		H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	合計
		455	448	437	428	425	417	
退職予定数	一般事務	9	15	10	9	15	9	67
	保健師等			3	1		1	5
	保育士等	0	4	3	5	3	6	21
	技能労務職	2	4	4	1	2	2	15
	計	11	23	20	16	20	18	108
採用予定者数	一般事務	4	8	6	7	9	9	43
	保健師等	0	0	2	1	0	1	4
	保育士等	0	4	3	5	3	6	21
	技能労務職	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	12	11	13	12	16	68
削減後職員数		448	437	428	425	417	415	
削減内訳	一般事務	△ 5	△ 7	△ 4	△ 2	△ 6		△ 24
	保健師等			△ 1				△ 1
	保育士等							0
	技能・労務	△ 2	△ 4	△ 4	△ 1	△ 2	△ 2	△ 15
	計	△ 7	△ 11	△ 9	△ 3	△ 8	△ 2	△ 40

(実施)

(単位:人)

当初職員数		H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	合計
		455	447	439	427	417	
退職者数	一般事務	10	19	10	11		50
	保健師等	0	0	4	1		5
	保育士等	0	7	3	11		21
	技能労務職	2	5	6	2		15
	計	12	31	23	25		91
採用者数	一般事務	4	10	5	6		25
	保健師等	0	1	2	2		5
	保育士等	0	8	3	7		18
	技能労務職	0	0	0	0		0
	計	4	19	10	15		48
その他の異動(派遣職員の増減)	一般事務		4	1			5
削減後職員数		447	439	427	417		
削減内訳	一般事務	△ 6	△ 5	△ 4	△ 5		△ 20
	保健師等		1	△ 2	1		0
	保育士等		1		△ 4		△ 3
	技能労務職	△ 2	△ 5	△ 6	△ 2		△ 15
	計	△ 8	△ 8	△ 12	△ 10		△ 38

追加資料3

類似団体との比較

		平成23年度普通会計決算に基づく数値				
		住基人口(人) (H24.3.31)	職員数(人) (H23)	職員数 (人口千人当たり) (H23)	歳入(千円) (23決算)	歳出(千円) (23決算)
富山県	砺波市	49,356	398	8.06	23,624,253	21,891,306
富山県	魚津市	44,300	360	8.13	17,757,442	17,041,421
富山県	小矢部市	31,853	230	7.22	14,942,249	14,455,506

		住基人口(人) (H24.3.31)	職員数(人) (H23)	職員数 (人口千人当たり) (H23)	歳入(人口1人/円) (23決算)	歳出(人口一人/ 円) (23決算)
		砺波市		49,356	398	8.06
類似団体平均		34,363	326	9.48	557,093	531,118

※ 類似団体とは、「人口」と「産業構造」により市町村を分類したもののなかで、同じ類型になった団体です。

※ 砺波市は①都市②人口5万人未満③Ⅱ次・Ⅲ次産業の割合が95%未満④Ⅲ次産業の割合が55%以上、の「都市類型Ⅰ-1」に分類されます。

※ 同じ類型になるのは県内では砺波・魚津・小矢部の3市で、全国では172市になります。

砺波市営バス乗車状況一覧表(年度別)

追加資料4

期間		平成23年度 (平成22年10月～平成23年9月)	平成24年度 (平成23年10月～平成24年9月)		平成25年度 (平成24年10月～平成25年8月)		
路線名		合計(人)	合計(人)	平成23年度対比	合計(人)	平成23年度対比 (同期比)	平成24年度対比 (同期比)
従 来 線	高波線	11,308	13,535	119.7%	13,587	133.8%	111.5%
	東 梅 檀 野 線	5,147	6,521	126.7%	5,159	110.1%	85.2%
	梅 檀 山 線	5,272	6,896	130.8%	6,068	125.0%	95.6%
	庄 川 線	15,372	16,781	109.2%	15,037	105.5%	96.6%
	小計	37,099	43,733	117.9%	39,851	117.4%	99.2%
旧 福 祉 バ ス	北 部 環 線	—	533	—	929	—	181.4%
	西 部 環 線	—	761	—	1,032	—	147.6%
	東 部 環 線	—	657	—	703	—	112.3%
	南 部 環 線	—	212	—	462	—	228.7%
	小計	3,839	2,163	56.3%	3,126	87.4%	153.3%
旧 ふ れ あ い バ ス	種 田 線	—	265	—	449	—	173.4%
	庄 川 線	—	2,952	—	2,165	—	79.2%
	雄 神 線	—	893	—	742	—	90.2%
	湯 山 線	—	337	—	199	—	62.8%
	小計	7,563	4,447	58.8%	3,555	50.8%	86.0%
合計		48,501	50,343	103.8%	46,532	104.5%	100.4%

※この一覧は平成25年8月までの乗車状況のものです。

砺波市行政改革大綱の具体的な実施項目

1 市民との協働による市政の推進

- (1) 市民参画・協働の仕組みづくり
- (2) NPOの育成・ボランティアとの連携
- (3) 審議会等の見直し・活性化

2 公正で透明な市政運営

- (1) 広報広聴機能の充実
- (2) パブリックコメント制度の推進
- (3) 財務情報のわかりやすい公表
- (4) 行政評価の実施

3 事務・事業の見直し

- (1) 事務・事業の整理合理化
- (2) 補助金等の適正化
- (3) 民間機能の活用
- (4) 環境と共生する行政運営の推進
- (5) 広域連携による政策の推進

4 人材育成と職員の意識改革

- (1) 人材の育成・確保
- (2) 職員の意識改革の推進

5 定員管理と組織機構の適正化

- (1) 定員管理の適正化
- (2) 組織機構の見直し
- (3) 給与の適正化
- (4) 外郭団体等の見直し、活性化

6 財政構造の健全化

- (1) 健全な財政構造の堅持
- (2) 市税、使用料等の確保
- (3) 保有財産の有効活用
- (4) 公共事業等の見直し
- (5) 公営企業等の経営健全化
- (6) 自主財源の確保
- (7) 経常経費の削減

7 電子自治体の推進